

社会福祉法人若竹会
障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ
指定障がい者支援施設 かあむ
生活介護
サービス重要事項説明書・契約書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス契約の締結(または利用申請)を希望される方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約(または申請)上、ご注意いただきたいことを説明するものです。

社会福祉法人若竹会

かあむ 施設入所支援サービス重要事項説明書

様(以下「利用者」といいます。)に対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、社会福祉法人若竹会 障がい者支援施設かあむ(以下「事業所」といいます。)が利用者に説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業所

めいしやう 名称	しゃかいふくし ほうじんわかたけかい 社会福祉法人若竹会
しやざい ち 所在地	いわてけん みやこし わ み まち ばん ごう 岩手県宮古市和見町8番33号
だいひやうしゃ 代表者	り じ ちやう おいかわ ゆたか 理事長 及川 穰
でん わ ばんごう 電話番号	TEL(0193)65-9200 FAX(0193)62-9800

2. 利用施設

じぎやうしよ しゅるい 事業所の種類	し ていせい いかつ かい ご じぎやう 指定生活介護事業
じぎやうしよ めいしやう 事業所の名称	しょう しゃ し えん し せつ 障がい者支援施設かあむ
しゅ たいしやうしゃ 主たる対象者	ち て きしやう しゃ せいしんしやう しゃ しんたいしやう しゃ 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者
し せつ しやざい ち 施設の所在地	いわて けんみやこ し さきくわ がさきだい ちわり ばん ち 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地42
れんらくさき 連絡先	TEL (0193)77-5100(代表) FAX (0193)77-5123
かん り しゃ し せつ ちやう 管理者(施設長)	た かやしきだいすけ 高屋敷大助
サービス管理責任者	さいとうまさひろ 斉藤昌弘
つうじやう 通常のサービス じつし ちいき 実施地域	みやこし やまだ まち いわいずみちやう た の はたむらおよ た ちいき 宮古市、山田町、岩 泉 町、田野畑村及びその他の地域 つうじやう じつし ちいきが い りやうきぼうしや たい じつし 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する ばあい 場合もあります。
ていいん 定員	めい 40名
じぎやうしよ かいせつねんげつ 事業所の開設年月	れい わ ねん がつ にち 令和 4 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

もくてき 目的	しゃかいふくしほうじんわかたけかい かいせつ しょう しゃしえんしせつ 社会福祉法人若竹会が開設する障がい者支援施設「かあむ」は、 りようしゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営 もくてき たいしょうりようしゃ たい にちじょうせいかつじょう かいご むことを目的として、対象利用者に対し、日常生活上の介護、 そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう 創作的活動または生産活動の機会を提供します。
うんえいほうしん 運営方針	りようしゃ たい じりつ しゃかいけいざいかつどう さんか そくしん ① 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進す る観点から、利用者の能力や特性、環境等に即した適切な かいご しえん つと 介護や支援に努めます。 りようしゃ いしおよ じんかく そんちよう つね りようしゃ たちば た ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つ しょうがいふくし ていきょう つと た障害福祉サービスを提供するように努めます。 ちいき かぞく むす じゅうし うんえい おこな しちょうそん ③ 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、 していしょう しゃしえんしせつ しょうがいふくし さーび すじぎょう おこな もの 指定障がい者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、 た ほけんいりよう さーび すまた ふくし さーび す ていきょう もの その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と みっせつ れんけい つと の密接な連携に努めます。 ていきょう ふくし てんけん ひょうか ていきてき けいぞくてき ④ 提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に じっし ひつよう そち こう さら ふくし しつ 実施するなど必要な措置を講じ、更なる福祉サービスの質の こうじょう めざ つと 向上を目指すよう努めます。 かんけいほうれい じゅんしゅ た しゃかいしげん れんけい はか てきせいかつ ⑤ 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且 こま ていきょう おこな きめ細やかなサービス提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 居室の概要

こう ぞう 構 造	てっきん ぞう いち ぶ かいだて 鉄筋コンクリート造(一部3階建)	
きょしつ しゅるい 居室の種類	かず 数	び こう 備考
ふたり ベ や 2人部屋	しつ 20室	し せつにゆうしよ 施設入所
ひとり ベ や 1人部屋	しつ 4室	たん きにゆうしよ 短期入所

■居室は、利用者の希望や人間関係などを考慮して決めますが、心身の状況や居室の空き状況によっては希望に添えない場合があります。

(2)居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1室	自動販売機 2階
活動コーナー	1ヶ所	2階 ※作業室
相談室	1室	1階
浴室	1室	特別浴室有 2階
洗濯室	1室	洗濯乾燥機完備 1階
機能訓練室	1室	1階
医務室兼静養室	1室	2階
洗面所	2ヶ所	2階
トイレ	2ヶ所	2階

■当事業所では居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは厚生労働省が定める基準により、施設入所支援のサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

5. サービス提供職員の配置状況

職種	保有資格・免許	常勤	非常勤	嘱託	業務内容
管理者(所長)	社会福祉士	1名			施設の運営管理
医師	医師			2名	診療・健康指導
看護師	看護師・准看護師	1名以上			看護・保健衛生
サービス管理責任者	サービス管理責任者 研修修了	1名			サービス提供 記録の管理等
生活支援員	社会福祉士 介護福祉士等	6名以上	1名 以上		利用者支援全般
管理栄養士	栄養士 管理栄養士	1名			給食・栄養管理
調理員	調理師				業務委託

しよくしゆ 職 種	ほ ゆう し かく めんきよ 保有資格・免許	じようきん 常 勤	ひじようきん 非常勤	しよくたく 嘱 託	ぎよう む ないよう 業 務内容
じ む いん 事務員		めいいじよう 1名以上			けいり せいきゆう じ む 経 理・請 求 事 務

■当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害者福祉サービスを提供する職員として上記の職種の職員を配置しています。この職員配置は、指定基準を厳守しています。

(2)専門的な支援等に係る従業員の配置状況

しよくしゆ 職 種	ないよう 内 容
ちよくせつ ていきよう かか 直接サービス提供に関わる しよくいん せいかつしえんいんとう 職員（生活支援員等）	していきじゆんじようもと しよくいん はいち うわまわ しよくいんたいせい 指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制 しつ たか ていきよう つと により質の高いサービス提供に努めております。
ていきよう かか しよくいん サービス提供に関わる職員 かんりえいようし／えいようし (管理栄養士/栄養士)	とうじぎようしよ りようしゃ にちじようせいかつじようきよう しゅこうなど ① 当事業所では、利用者の日常生活状況や趣向等を えいようし えいようかんりなど じっし あんしん うかがい、栄養士による栄養管理等を実施し安心、 あんぜん しよくじていきよう つと 安全な食事提供に努めております。 りようようしよく ていきよう りようしゃ じようきよう ② 療養食の提供においては、利用者の状況にあわ い し とう し じ もと 「りようようしよく とうにようびようしよく せ、医師等の指示に基づき「療養食(糖尿病食や じんぞうびようしよくなど ていきよう おこな 腎臓病食等)」の提供を行うことができます。

(3) 職員の勤務体制

しよくしゅ 職種	きんむじかん 勤務時間
かんりしゃしよちよう 管理者(所長)	じようきん 常勤 (8:00 ~ 17:00) ※変則勤務有り
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者 せいかつしえんいん 生活支援員	はやばん 早番 (7:00 ~ 16:00)
	にっきん 日勤 ① (9:00 ~ 18:00) ② (8:00 ~ 17:00)
	おそばん 遅番 (10:00 ~ 19:00)
	やきん 夜勤 (16:00 ~ 翌日9:30 まで)
かんごし 看護師	じようきん 常勤 ① (8:00 ~ 17:00) ② (8:30 ~ 17:30) きんきゅうじ やかん きゅうじつたいおう ※緊急時には、夜間・休日対応します。
いし 医師	つきかいしどうき 月2回指導に来ます。
ちようりいん 調理員	いたくさき しゅうぎようじかん 委託先の就業時間
じむいんとう 事務員等	じようきん 常勤 (8:00 ~ 17:00)

(4) 営業日と営業時間

えいぎようび 営業日	げんそくげつようび きんようび 原則月曜日から金曜日 (ただし、12月29日から1月3日の間は休業します。) じぎようしよ ねんかんよていひよう ■事業所の年間予定表による
えいぎようじかん 営業時間	9:00~15:00

6. サービス提供の内容

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行なわれます。この「個別支援計画書」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を得て支援いたします。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付致します。

(1)介護 給 付 費 また は 訓 練 等 給 付 対 象 サービス (生活介護)

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	当事業所は、利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、いかなる相談についても誠意を持って応じ、適切な相談、助言、援助等を行います。
生活介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって日常生活全般にわたる援助を行います。 ア 食事： 利用者の身体状況や能力、健康状態等に応じて適切に喫食ができるよう支援します。 イ 排泄： 利用者の状況に応じ適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。 ウ 入浴： 利用者の清潔のため週2日以上の入浴を行います。健康状態により入浴を見合わせる場合は、清拭を行います。 エ 更衣： 一人でできない方には生活支援員がお手伝いします。また、一人でできるように着脱の練習を行います。 オ 整容： 歯磨きは食後に励行し、生活支援員が介助します。爪切り・耳垢取りは随時行います。一人でできない方については生活支援員が介助します。 カ 移動： 歩行や移動に支障がある方には、補装具等の説明や移動の介助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェック、検温や投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じ健康保持のため適切な支援を行います。
服薬管理	看護師の管理のもと、医療機関の指示に基づいて、適切な服薬が行えるよう支援します。
通院・治療	医療機関と連携をとりながら症状に応じた治療通院を行います。 利用者、家族の要望があれば医療機関への通院を行います。基本的には市内の医療機関となります。

サービスの種類	サービスの内容
余暇活動	日中活動を通して、利用者の日常生活に潤いをもたらすことができるよう努めます。 ■ 創作的活動の機会を提供します。 ① 手工芸・造形活動等の芸術活動 ② 室内や日用品の装飾等 ■ 生産的活動の機会を提供します。 ① リサイクル活動 ② 農作業 ③ 手芸 ■ 健康維持の機会を提供します。 ① 軽運動、スポーツ活動等 ■ 余暇的な活動の機会を提供します。 ① レクリエーション ・ おやつ作り、映画鑑賞、ドライブ等 □ 個々の利用者に応じて、作業、活動を設定して支援します。又利用者の自立の支援と日常生活の充実を資するよう、身体状況に応じて支援します。

(2) 介護給付費又は訓練等給付費対象外のサービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事提供サービス	栄養士の立てる献立表により、体の状態に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 契約時の嗜好調査により、食べられない物について代替食を用意致しますが、食品によって実費をいただく場合もあります。 昼食 (12:00～13:00)	1食 525円
個別に必要な諸経費等	日中活動支援を行う上で負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
特別な食事	一食につき	30円

《サービスの概要》

全てのサービスは「個別支援計画書」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画書」の写しを利用者に交付いたします。

7. サービス利用料金(1日あたり)

(1)介護給付費または訓練等給付費対象サービス利用料金

介護給付費または訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が介護給付費または訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費または訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合利用者の負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます。(定率負担または利用者負担額といいます)尚、定率負担または利用者負担額の軽減措置が適用される場合はこの限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

8. サービス利用の取り消し(キャンセル)について

サービス利用を取り消す(キャンセルする)場合は、利用予定日の3日前までに当事業所に申し出下さい。尚、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合はキャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額)1食あたり	525円
-----------------------	------

9. 利用者負担の減免について

〔利用者負担に関する月額上限〕

○ 1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

別表1

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	ふたんじょうげんがく 負担上限額
いっばん 一般1	しちょうそんみんぜいひ か ぜ い せたい しよとくわり まんえん ちゅう みまん 市町村民税非課税世帯(所得割16万円(注2)未満)	えん 9,300円
いっばん 一般2	じょうきい が い ちゅう 上記以外(注3)	えん 37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゅべつ 種別	せたい はんい 世帯の範囲
さいいじょう しやうがいしゃ 18歳以上の障害者	しやうがい かた はいぐうしゃ 障害のある方とその配偶者
しやうがいじ 障害児	ほごしゃ ぞく じゅうみんきほんだいちょう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

10. 利用料金の支払方法

毎月、当月分の請求を致しますので翌月末までに、以下の方法でお支払ください。支払後には領収証を発行致します。

《支払方法》

①指定口座振込：下記指定の口座までお振込みください。

②現金での支払いは当事業所1階事務所にてお支払いください。

していこうざ 指定口座	きたにほんぎんこうみ やこしてん 北日本銀行宮古支店	ふつうよきん 普通預金	7099588
こうざめいぎ 口座名義	しゃかいふくしほうじんわかたけかい 社会福祉法人若竹会	りじちよう おいかわ ゆたか 理事長 及川 穰	

11. 苦情等申立先

とうしせつ そうだんまどくち 当施設の相談窓口	まどくちたんとうしゃ 窓口担当者 サービス管理責任者： 斉藤昌弘 ご利用時間： 平日9:00～17:00 電話番号 (0193)77-5100 担当者が不在の場合は、事務室までお申し出下さい。 苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
----------------------------	---

とう し せつ 当施設の だいさんしゃ い いん 第三者委員	とう し せつ だいさんしゃ い いん ちやくせつ く じょう はな 当施設の第三者委員に直接苦情を話すことができます。 いとう たかし ふじわらじゅんいち と よしのぶ 伊藤隆司、藤原淳一、戸田 忍
し ちょうそん そうだんまどぐち 市町村の相談窓口	みや こしやくしよ ふくし か 宮古市役所 福祉課 でんわ 電話:(0193)62-2111
いわ て けん そうだんまどぐち 岩手県の相談窓口	いわ て けんふくし うんえいてきせい か い いんかい 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 いわ て けんもりおか し さんぼんやなぎ 岩手県盛岡市三本 柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内 でんわ 電話:(019)637-887

12. 虐待防止に関する相談窓口

ぎゃくたいぼう し かん 虐待防止に関する 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者	かん りせきにんしゃ サービス管理責任者
	りようじかん 利用時間	へいじつ 平日9:00~17:00
	た そうだんまどぐち その他相談窓口	しょう しゃ ぼん 「障がい者110番」 いわ て けんもりおか し さんぼんやなぎ 岩手県盛岡市三本 柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内 でんわばんごう 電話番号 019-639-6533(平日連絡先) へいじつれんらくさき 090-2277-3456(土日祝日夜間) どにちしゅくじつや かん

13. 協力医療機関

めいしょう 名称	しゃだん いりょうほうじんしん わ かいみや こ やまぐちびょういん 社団医療法人新和会宮古山口病院
じゅうしょ 住所	いわ て けんみや こ し やまぐち ご ちよう め ぼん ごう 岩手県宮古市山口五丁目3番20号
でん わ ばんごう 電話番号	(0193)62-3945

14. 利用者の記録及び情報管理、開示について

(1)事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

■閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9時から17時までです。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行ないます。ただし、サービス提供を行なう上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供致します。

15. 緊急のことが起こった時

施設を利用中に特別なことがあった時は、ご家族などに連絡します。

ご家族	名前
	連絡先

16. 事故発生時の対応方法についてのこと

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村	市町村名	宮古市
	担当部・課名	福祉課 障がい福祉係
	電話番号	0193-62-2111

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	対人事故補償、対物事故補償等

19. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「があむ消防計画表」、「緊急時対応マニュアル」により対応致します。
平常時の訓練	別途定める「があむ消防計画表」に則り年に12回、避難訓練を実施します。

その他の訓練	支援員は年に1回、宮古地区広域行政組合消防本部による救命講習を受講し、緊急事態に備えます。
防災設備等	消防法に定める消防設備は完備しております。点検は年に2回専門の業者に依頼し、結果を消防署へ届出します。
消防計画等	消防署への届出日：毎年4月 防火管理者：管理者(所長) 高屋敷大助

18. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会は自由ですが、来園される際はご連絡ください。
居室・設備等の利用	施設内の設備・器具は正しい使い方をして下さい。これに反して破損等が生じた場合、賠償して頂く場合があります。
喫煙	喫煙は指定場所でお願ひします。ライターは就寝前に職員に預けて下さい。
飲酒	施設内での飲酒については、支援員へご相談下さい。
貴重品の管理	貴重品は管理可能な方については、自己責任でお願ひします。自己管理できない方については、施設で責任を持って管理致しますので、支援員へご相談下さい。
宗教・政治 営利・活動	利用者の思想・宗教は自由ですが、他利用者に対する宗教活動や政治活動・営利活動等のご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、衛生管理上等の問題がありますので、支援員へご相談下さい。
暴力の行使及び 迷惑行為などの 禁止	利用者及びご家族が、他利用者及び職員に対して、暴力の行使及び暴言など、サービス提供を妨げるような迷惑行為は禁止します。場合によって、利用契約を解除する場合があります。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

し ていし せつにゆうしょ し えん ていきようかい し さい ほんしよめん もと じゅうよう じ こう せつめい おこ
指定施設入所支援サービス提供開始に際し、本書面に基づき 重要事項の説明を行ないま
した。

じ ぎょうしょ
事業所

しよざい ち いわ て けんみや こ し さきくわ がさきだい ちわり ばんち
所在地 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地42

めいしやう しょうがいじ しゃいったいがたし せつ あらた さと
名称 障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ
しょうがいしゃし えん し せつ
障害者支援施設かあむ

せつめいしゃ
説明者

いん
印

わたし ほんしよめん もと じ ぎょうしゃ じゅうよう じ こう せつめい う し ていし せつにゆうしょ し えん
私は、本書面に基ついて事業者から 重要事項の説明を受け指定施設入所支援サービス
ていきようかい し どう い
提供開始に同意しました。

り ようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

し めい
氏名

いん
印

だい り にん
代理人

じゅうしょ
住所

し めい
氏名

いん
印

つづきがら
続柄

生活介護事業所 障がい者支援施設かあむ 利用契約書

さま い か りようしゃ しゃかいふくしほうじんわかたけかい しょう しゃしえん 様(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人若竹会 障がい者支援施設かあむ(以下「事業所」といいます。)は、利用者に対し提供 する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

けいやく もくてき (契約の目的)

だい じょう けいやく しょう しゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつなど 第1条 この契約は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等 かんけいほうれい りねん のつと りようしゃ じりつ しゃかいさんか そくしん じぎょうしょ こべつしえん 関係法令の理念に 則り、利用者の自立と社会参加を促進するために、事業所が個別支援 けいかくしょ もと りようしゃ たい ひつよう てきせつ おこな さだ 計画書に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に 行うことを定めます。

けいやくきかん (契約期間)

だい じょう けいやく きかん れいわ ねん がつ にち しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう きさい 第2条 この契約の期間は、令和7年3月12日から障害福祉サービス受給者証に記載され た期間とします。更新の場合は新たに記載された期間となります。

こべつしえんけいかくしょ (個別支援計画書)

だい じょう かんりせきにんしゃ りようしゃ お かんきょうおよ にちじょうせいかつぜんばん じょうきょうなど 第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を つう りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ かだい あき てきせつ しえんないよう はあく 通じて、利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握 もと どうたつもくひょう せつてい たんどうしゃかいぎ へ こべつしえんけいかくしょ さくせい に基づき到達目標を設定し、サービス担当者会議を経て個別支援計画書を作成します。

こべつしえんけいかくしょ ないよう りようしゃ かぞく たい せつめい ぶんしょ どうい もと 2 個別支援計画書の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求め ます。

こべつしえんけいかくしよさくせいご かげつ かいじょうていきてき こべつしえんけいかくしよじっしじょうきょう はあく 3 個別支援計画書作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画書実施状況の把握を おこな ひつよう おう こべつしえんけいかくしよ へんこう おこな へんこう りようしゃ かぞく 行い必要に応じて個別支援計画書の変更を行います。変更については利用者とその家族 せつめい ぶんしょ どうい もと に説明をし、文書により同意を求めます。

ないよう (サービス内容)

だい じょう じぎょうしょ こべつしえんけいかくしょ もと じゅうようじこうせつめいしよ きさい 第4条 事業所は、個別支援計画書に基づいて、「重要事項説明書」に記載されている さーびす ないよう ていきょう サービス内容を提供します。

ていきょう じぎょうしょ せいかつしえんいんなど じゅうじしゃ あ 2 サービス提供は、事業所の生活支援員等の従事者が当たります。

ていきょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう おう じりつ しえん にちじょうせいかつ 3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の じゅうじつ し てきせつ ぎじゅつ も おこな 充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

りようしゃ い し じんかく そんちよう つね りようしゃ たちば た ていきょう 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

りょうりょうきん (利用料金)

だい じょう りょうしゃ じゅうようじ こうせつめいしょ きさい かい ごきゅうふたいしやう ないよう りょうきん
第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付対象サービス内容の料金
こうせいろどうだいじん さだ がく ただ けいげんなど てきよう しよてい りょうしゃふたながく しはら
(厚生労働大臣の定める額。但し軽減等が適用あり。)の所定の利用者負担額を支払います。
かい ごきゅうふひ じぎょうしよ しちようそん だいいじゅりよう ばあい りょうしゃ
ただし、介護給付費などについては、事業所が市町村から代理受領をした場合は、利用者
ちやくせつしはら ひつよう
は直接支払う必要はありません。

じぎょうしよ りょうしゃ かい ごきゅうふひたいしやうがい ないよう う ばあい りょうきん せいきゅう
2 事業所は、利用者が介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

じぎょうしよ りょう あ りょうしゃ たい ないようおよ りょうきん
3 事業所は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金に
せつめい おこな りょうしゃ どうい え
ついて説明を行い、利用者の同意を得ます。

りょうりよう しはら ほうほう
(利用料の支払い方法)

だい じょう りょうしゃ ぜん じょう さだ りょうりょうきん つき しはら
第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

じぎょうしよ とうげつ りょうりょうきんこうけいがく せいきゅうしよ よくげつまつにち そう ふ
2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月末日までに送付します。

りょうしゃ とうげつ りょうりょうきん こうけいきんがく せいきゅうしよ とど ひ かい ない しはら
3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、請求書が届いた日から 20日以内に支払いま
す。

じぎょうしよ りょうしゃ りょうりょうきん しはら う とき りょうしゃ りょうしゅうしよ はっこう
4 事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。
ぎんこうふりこみ ばあい ふりこみしよ りょうしゅうしよ ひつよう おう りょうしゅうしよ はっこう
ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行
します。

そうさくてきかつどう せいさんかつどう
(創作的活動・生産活動)

だい じょう じぎょうしよ こべつしえんけいかくしよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう ないよう けんどう りょうしゃ
第7条 事業所は、個別支援計画書において創作的活動・生産活動の内容を検討し、利用者
たい そうさくてきかつどう せいさんかつどう たいけん きかい ていきよう
に対して創作的活動・生産活動の体験する機会を提供します。

りょうしゃ しんしん じょうきよう いこう てきせい しょうがい とくせい た じじょう ふ おこな
2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。

かつどうじかん さぎょうりよう りょうしゃ かじゅう ふたん はいりよ
3 活動時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。

そうさくてきかつどう せいさんかつどう しえん ていきよう あ ぼうじんせつびまた しょうかせつび あんぜん
4 創作的活動・生産活動の支援の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備など安全に
はいりよ
配慮します。

た ていきょうしゃ れんけい
(他のサービス提供者との連携)

だい じょう じぎょうしよ ちいき かてい むす じゅうし しちようそんなど ほか しょうがいしゃふくし ぞうしん
第8条 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を
もくてき じぎょう おこな もの た ほけんいりよう また ふくし ていきよう もの
目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と
れんけい つと
の連携に努めます。

せつめい ぎ む
(説明義務)

だい じょう じぎょうしよ けいやく もと ないよう りょうしゃ しつもんなど たい てきせつ せつめい
第9条 事業所は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

りょう
(サービス利用のキャンセル)

だい じょう りようしゃ りよう りよう び かまえ もう
第10条 利用者は、サービス利用のキャンセルについて、サービス利用日の3日前までに申
で ばあい りようしゃ じゅうようじ こうせつめいしょ さだ りよう じっぴそうとうがく
し出のない場合、利用者は「重要事項説明書」に定めるキャンセル料として実費相当額を
じ ぎょうしょ しはら
事業所に支払うものとします。

そうだんおよ えんじょ
(相談及び援助)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうなど はあく
第11条 事業所は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、
てきせつ そうだん じよげん えんじょ おこな
適切な相談、助言、援助を行います。

けんこうかんり
(健康管理)

だい じょう じ ぎょうしょ つね りようしゃ けんこう じょうきょう ちゅうい けんこう ほ じ てきせつ
第12条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切
そ ち こう
な措置を講じます。

じ ぎょうしょ つね りようしゃ かぞく れんけい はか とも いりようきかん れんらくちょうせい つう
2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて
けんこう ほ じ てきせつ しえん おこな
健康保持のための適切な支援を行います。

あんぜんはいりよ ぎ む
(安全配慮義務)

だい じょう じ ぎょうしょ ていきょう りようしゃ せいめい しんたい あんぜんかく ほ はいりよ
第13条 事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮す
ひじょうさいがいおよ えいせい かんりなど ひつよう ぐたいてき けいかく れんらくたいせい こう
るとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

きんきゅう じ えんじょ
(緊急時の援助)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい ほかひつよう ばあい すみ
第14条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やか
きようりょくいりようきかんまた りようしゃ してい いりようきかん しんさつ いらい
に協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

ぜんこう りようちゅう りようしゃ しんしん じょうたい へんか ばあい りようしゃおよ かぞく してい
2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定
もの たい きんきゅう れんらく
する者に対し緊急に連絡します。

しんたいこうそく きんし
(身体拘束の禁止)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃまた た りようしゃなど せいめいまた しんたい ほ ご きんきゅう
第15条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを
え ばあい のぞ しんたいてきこうそく たりようしゃ こうどう せいげん こうい おこな
得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行います。

ぎゃくたいぼうし そ ち
(虐待防止のための措置)

だい じょう じ ぎょうしょ りようしゃ しんたいてき せいしんてきくつうなど ぎゃくたい ぼうし せきにんしゃ せっち
第16条 事業所は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置
たんとしや ぎゃくたいぼうしけいはつ ていきてき けんしゅう じっし
し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。

ひみつ ほ じ
(秘密の保持)

だい じょう じ ぎょうしょ ぎょうむじょうし え りようしゃ かぞくなど ひみつ ほ じ
第17条 事業所は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
じ ぎょうしょ しょくいん もの ぎょうむじょうし え りようしゃ かぞくなど ひみつ ほ じ
2 事業所の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持

させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

- 3 事業所は、他の指定障害サービス事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

第18条 利用者及びその家族は、事業所が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び第三者委員、さらに岩手県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業所は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

- 3 事業所は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第19条 利用者は、指定生活介護事業の利用の契約を終了する場合は、30日以上予告期間をおいて文書で事業所に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業所もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- (1)事業所若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

- (2)事業所が秘密の保持(守秘義務)に違反した場合。

- (3)事業所が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

- (4)他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合。

- 2 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1)利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し期間を定めた再三の催告にもかかわらず支払わない場合。

- (2)利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じ

じょうきよう かいぜん み こ ばあい
させ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) 職員や事業所に対して利用者やその家族等による迷惑行為により適切なサービスの提供が困難であると判断した場合。

(4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

(6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。

(7) 利用者が死亡した場合。

そんがいばいしょう (損害賠償)

第20条 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

みもとほしょうにん (身元保証人)

第21条 事業所は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者の責により事業所に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

きようぎじこう (協議事項)

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

れ い わ ね ん が つ に ち
令和 年 月 日

じ ぎょうしょ
事業所

しよざい ち いわ て けんみや こ し さきくわ が さきだい ちわり ばん ち
所在地 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地42

めいしやう しょうがいじ しゃいつたいがたし せつ あらた さと
名称 障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ
しょうがいしゃし え ん し せつ
障害者支援施設かあむ

せつめいしゃ
説明者

いん
印

り ようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

し めい
氏名

いん
印

だい り にん
代理人

じゅうしょ
住所

し めい
氏名

いん
印

つづきから
続柄